

国際調査機関 S E	スウェーデン知的財産庁 (P R V)	附属書 D S E
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	AP, BR, DK, FI, GH, IN, IS, KE, LR, MA, MX, NO, OA, SE, TT, VN, ZM	
国際調査機関に支払う手数料：		
調査手数料（PCT規則16） ¹	スイス・フラン（CHF）	1,732
	デンマーク・クローネ（DKK）	13,760
	ユーロ（EUR）	1,845
	アイスランド・クローナ（ISK）	274,100
	ノルウェー・クローネ（NOK）	21,510
	スウェーデン・クローナ（SEK）	20,980
	米国・ドル（USD）	1,905
追加の調査手数料（PCT規則40.2） ²	SEK	20,980
国際調査報告に列記された文献の写し のための手数料（PCT規則44.3）	10頁未満の場合	なし
	10頁の場合	SEK 50
	更に10頁を超える各頁につき	SEK 2
写しの入手方法	国際調査報告に列記された文献は、すべてPRVのオンラインサービス「Cited Documents」から無料で利用することができる https://www.prv.se/en/patents/patent-online-services/	
国際出願の一件書類中の文献の写し のための手数料（PCT規則94.1の3）	10頁未満の場合	なし
	10頁の場合	SEK 50
	更に10頁を超える各頁につき	SEK 2
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)）	なし	
遅延提出手数料（PCT規則13の3.1(c)）	なし	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1)、(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 優先権が主張されている先の出願において当該調査機関が国際調査又は国際型調査を既に行った場合：当該調査機関が行った調査の全体又は一部を基礎とすることができれば調査手数料の一部を払い戻す	

[次頁に続く]

1 この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う。
2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

S E	スウェーデン知的財産庁 (PRV) (続き)	S E
調査手数料の払戻しの条件及び額 (続き)	デンマーク特許庁、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、アイスランド知的財産庁 (ISIPO)、ノルウェー産業財産又はスウェーデン知的財産庁 (PRV) に対して行われた出願について発行されている調査及び審査報告が、国際出願とともに提出されている場合：SEK 2,800 払戻し 優先権が主張されている先の国際出願が、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH) 又は北欧特許機構が発行した国際調査報告とともに提出されている場合：SEK 2,800 払戻し 優先権が主張されている先の国際出願が、フィンランド特許登録庁 (PRH) 又は北欧特許機構が発行した国際型調査報告とともに提出されている場合：SEK 2,800 払戻し	
国際調査のために受理する言語	デンマーク語、英語、フィンランド語、フランス語 ³ 、ノルウェー語及びスウェーデン語	
国際出願が、この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合、国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	国際調査機関に問合せされたい	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	ない。物理的媒体は認められない。配列表は電子形式で提出しなければならない (PCT実施細則附属書C参照)。	
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i) から (vi) までに掲げる対象。ただし、スウェーデンの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している ⁴	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している ⁴	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時	

3 デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー若しくはスウェーデンの受理官庁に行われた又はこれらの国のために行動する受理官庁に行われた国際出願の場合、フランス語は受理されない。

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4 ; 国際段階の11.048項も参照)、委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。